

平成19年4月3日(火) 号外 第 68 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

告示

補助金等交付規則第3条の規定により拠点工業団地立地促進補助金の交付の対象 (企業立地課) 等を定める告示

補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対 (") 2 象等を定める告示

告 示

島根県告示第299号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第3条の規定により、拠点工業団地立地促進補助金の交付の対象等を次のとおり定め、平成19年4月3日から施行する。

拠点工業団地立地促進補助金交付要綱(平成8年島根県告示第623号)は、廃止する。

平成19年4月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 補助金の名称

拠点工業団地立地促進補助金

2 交付の目的

益田拠点工業団地及びソフトビジネスパーク島根(以下「拠点工業団地」という。)への立地企業に対して補助を行い、企業等の立地を促進することを目的とする。

3 対象業種

次に掲げる拠点工業団地の区分に応じ、それぞれ次に掲げる業種をいう。

- (1) 益田拠点工業団地 製造業、ソフト産業、自然科学研究所及び知事が特に認める業種
- (2) ソフトビジネスパーク島根 研究開発型企業(団地内において新たな製品や技術の開発に取り組む企業をいう。)、ソフト産業、人材育成機関(大学、高等専門学校及び専修学校をいう。)、試験研究機関(自然科学研究所及び人文・社会科学研究所をいう。)及び知事が特に認める業種
- 4 交付の対象となる者

拠点工業団地において、対象業種の事業の用に供するため工場、事業場、教育施設又は研究施設を設置し、事業を営む企業等であって、次に掲げる要件をすべて満たすもの

- (1) 1の売買契約(島根県土地開発公社との間において平成20年3月31日までに締結したものに限る。)により取得した土地の面積が5,000平方メートル以上(益田拠点工業団地に立地する企業等であってソフト産業又は自然科学研究所を営むもの及びソフトビジネスパーク島根に立地する企業等にあっては、1,000平方メートル以上)であること。
- (2) (1)の要件に該当する契約(当該契約が2以上ある場合は、それらのうち最初に締結された契約)の締結の日(以下「契約締結日」という。)から起算して30日以内に土地売買契約届を知事に提出していること。
- (3) 企業等が協定(島根県土地開発公社との間で正式な土地売買契約の前に締結する土地の売買の予約のための協定をいる。以下同じ。)を締結した場合は、協定を締結した日から起算して30日以内に協定締結届を知事に提出している

こと。

- (4) 契約締結日から起算して3年以内に当該契約により取得した土地において操業を開始し、その操業の開始の日から起算して30日以内に操業開始届を知事に提出していること。
- (5) 知事による土地売買契約届の受理の通知の日(協定を締結した場合にあっては、協定締結届の受理の通知の日)から補助金の交付を申請する日までの期間内に立地に伴い新たに雇用した雇用期間の定めのない従業員(ソフト産業及び知事が特に認める業種にあっては、雇用期間の定めがある者で、実質的に雇用期間の定めがないと認められるものを含む。)の数が、5人以上であること。
- (6) (2)に規定する契約及びこれ以外の契約で契約締結日以後に締結されたもの(以下「交付対象契約」という。)により取得した土地について、島根県企業立地助成金の交付を受けていないこと。
- 5 補助金等の交付の対象及び交付の額
- (1) 対象 交付の対象となる者が交付対象契約により取得した土地の価格の総額(以下「交付対象経費」という。)
- (2) 交付の額 次に掲げる拠点工業団地の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
 - ア 益田拠点工業団地 交付対象経費に100分の20を乗じて得た額
 - イ ソフトビジネスパーク島根 交付対象経費に100分の15を乗じて得た額

島根県告示第300号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第3条の規定により、島根県ソフト産業家賃等補助金の対象等を次のとおり定め、平成19年4月3日から施行する。

平成19年4月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 補助金の名称

島根県ソフト産業家賃等補助金

2 交付の目的

ソフト産業を営む企業の家賃等に対して補助を行い、企業の誘致をより円滑に進めることを目的とする。

3 交付の対象となる者

次に掲げる要件をすべて満たす企業

- (1) 県内において、常用従業員又は契約社員等を20人以上新たに雇用する企業であること。
- (2) 平成20年3月31日までに県内で新たに立地(県内で新たに事業所を設けて事業を営む場合又は主たる事務所が県外にある企業で、既に県内で事業所を設けている企業が、県内の他の市町村で新たに事業所を設ける場合をいう。)した企業であること。
- (3) 事業開始日から1月以内に事業開始届を知事に提出している企業であること。
- 4 補助金等の交付の対象、交付期間及び交付の額
 - (1) 対象 事業所の家賃等(月額又は年額で契約された賃貸料及び賃貸借契約に明示された共益費で定額で負担するもの)
 - (2) 交付期間 事業を開始したとき(事業開始届による事業開始日の翌月(その日が月の初日の場合は、当月))から 5年間
 - (3) 交付の額 補助対象事業費の3分の1以内とし、補助開始月から1年ごとの交付限度額は2千万円とする。ただし、大規模な雇用が見込まれるコールセンター業については、次の表に定めるところによる。

新規雇用人数	補助限度額
300人以上	4,000万円/年

島

600人以上	6,000万円/年
800人以上	8,000万円/年
1,000人以上	10,000万円/年

5 その他特記事項

次のいずれかに該当する場合には、補助対象としない。ただし、企業又は賃貸者が賃貸に係る建物の建築若しくは取得又は当該建物に係る土地の取得について、島根県企業立地促進助成金又は拠点工業団地立地促進補助金の交付を受けない場合(同助成金又は同補助金の対象となる場合に限る。)は、この限りではない。

- (1) 企業の役員が賃貸者である場合(賃貸者の役員である場合を含む。)
- (2) 企業が賃貸者との資本関係において、50パーセント以上出資している場合又は出資を受けている場合

(4)	号外第 68 号	島	根	県	報	平成19年4月3日
1						